

2025 年 12 月 23 日

返戻金について

当社の紹介により就職した者が、入社後、本人の都合による退職又は本人の責に帰する事由により解雇された場合、当社は受領した紹介料から、下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻金の割合
入社 1 か月以内の場合	8 0 %
入社 2 か月以内の場合	5 0 %
入社 3 か月以内の場合	2 0 %

但し、制度の詳細・適用については個別に各求人者との取引において、定めます。

株式会社アドバンスワーク
茨城県龍ケ崎市久保台二丁目 1 番地 1

以上